独立役員届出書

1. 基本情報

1 · 25/1/19 TU									
会社名	株式	式会社インテージ:	ホールディング	ス	コード	4326			
提出日		2022/8/31	異動(予定)日		2022/9/28				
独立役員届出書の 提出理由 定時株主総会において社外役員の選任議案が付議されるため。									
✓ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)									

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

	ET MELKE LITIES DE LE																	
番号	号 氏名 社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性 (※2・3)									異動内容	本人の 同意					
шЭ		社外監査役	加亚区奥	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	_	該当なし	**************************************	同意
1	今井 厚弘	社外取締役	0													0	新任	有
2	渡邉 温子	社外取締役	0													0	新任	有
3	中島 肇	社外取締役	0													0		有
4	三山 裕三	社外取締役	0													0		有
5	鹿島 静夫	社外取締役	0										Δ					有

3.	独立役員の属性・選任理由の説明	
番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	該当ありません。	今井塚弘氏は、長年の全融機関における業務経験に加え、事業会社の取締役として、財 駅、R、リスクマギジメント、内別監査等を含め、企業管理部門の業務に誘通してお リ、特に財務機能、リスク管理。コーポレートガバナンス等に関して高い知見を有して おります。同氏については、その経験を出現した活かし、当世北外取締役として、取締役 会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立場 として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するしまたより重要収名制を として取締役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するしまたより重要収名制を はっていただくことを期待し、同氏を行い無線を役権補各しまた。 また、当かで 定める社外取締役権が任基準及び側東京延伸の目所が定める独立役員の独立性基準のい すれにも抵触しておらす、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役 員に指定しております。
2	該当ありません。	選連選子氏は、当世ゲループの事業とも関わりのあるライフサイエンス企業における異 話に長年携わっており、事業会社において作款即締役を務める等、多数の企業経営の必 態を有しているほか、グローバル企業でのマネジメントに関し豊富な知見と経験を有し ております。同氏については、その経験との助意を活かし、当社が外無締役として、取締 役会の意思決定の適正性、妥当性を確保するための助言をいただくことで、独立した立 場で当社の経営を置いただくこと、また、任意の委員会である任金・朝酬委員のの委 身として取締役の指名、報酬について審遇し、取締役会に答申するにあたりま変のの委 を担っていただくことを期待し、同氏を世外取締役候補者といたしました。また、当社 が定める社外級解役独立性差率及び検集策段歌引所が定める独立役員の独立性基準の いずれにも抵触しておらず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立 役員に指定しております。
3	該当ありません。	中島肇氏は、弁護士として企業に関する法務並びに財務及び会計に構造し、企業経営を 総治する十分な思議を有しており、当社整業等委員である社外取締役として、取締役の の意用決定の適法性と確保するための助言、指言を行っております。同氏は、過去に社 分取締役又は社外監査後とること以外の方法で、直接企業経営に関したことはあり、 ませんが、上記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の一上を を置いるのである。当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の一上を が、生記の理由から、当社グループの更なる経営基盤の強化と企業価値の一上の 経営に適切な助意や整督を行っていただくこと、また、延恵の委員会であり、当社が担名・ 報酬について審議し、取締役会に答申される。 少ま導助な役割を担ていたがくことを構造し、同族を引き締を監査等争員である社分、 取締役者といたしました。また、当社が定める社分取締役独立性基準及び検集を 相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。 相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
4	該当ありません。	三山裕三氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しており、当社監査等美官のある社外取締役として、政治会会の意思決定の適気性性を確保するための助言、提言を行っております。同氏は、過去に社外総役となること以外の方法で譲換企業経営に関した経験はありませんが、上記の理由から、当社等・一方通切な人材と判断しており、当社グループの経営に適切なり取りませんが、上記の比較により、当社グループの経営に適切なり、対と、関係となり、当社グループの経営に適切なり、対と、関係となり、当社グループの経営に適切なり、対と、対しており、当社グループの経営に適切なり、対しており、当社グループの経営に適切なり、対したが、当社がによりた、当社が定める社外取締役権者といたよした。まと、当社が定める社外取締役権者といたよした。また、当社が定める社外取締役権者といたよした。また、当社が定める社外取締役権主との経済である社が取締役は、対して、大、当社が定める社外取締役権立性と基準及い例東京証券取引所が定める社が取締役権では、対し、独立なり、対し、独立の集に指定しております。
5	鹿島静夫氏は、2018年3月31日まで当社の顧問公認会計士及び当社取締役等に対する棄機重動型株式報酬制度の信託管理人を務めておりましたが、当社から受領した観酬額は年額150万円未満であり、当社の社外取除役独立性基準(下記4、補足説明に記載)に照らし、同氏は独立性を有すると判断しております。	鹿島静夫氏は、公認会計士・税理士として財務・会計に関する相当程度の知見及び企業 経営に関する十分な見聴を有しており、当社監査等委員である社外取締役として、取締 役会の意思決定の選定性を保するための勤言、提言を行っております。これらのこと から、当社グループの更なる材と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や警 等行う監切なた。 第6の監督を行う適切な大と判断しており、当社グループの経営に適切な助言や管 管を行っていただくこと、また、任意の委員会である指名・報酬委員会の委員として取 結役の指名、報酬について審議し、取締役会に答申するにあたり重要な役割を出て取 ただくことを期待し、同氏を引き続き監査等委員である社外取締役候補者といたしまし た。また、当社が定める社外取締役独立任基準及び映東京証券取引所が定める独立収員 の独立任基等のいずれにも批覧しておおります。

- 4. 補足説明 (ご参考) 社外取締役独立性基準 当社は、社外取締役独立性基準 当出は、社外取締役が、現在及び過去10年間において、次の各項目のいずれにも該当しない場合に限り、独立性を有するものと判断する。 1. 当社及ひ当社グループ会社の実務執行者 2. 当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者(※1)若しくはその業務執行者、又は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者(※2)若しくはその業務執行者、以は当社及び当社グループ会社を主要な取引先である者(※2)若しくはその業務執行者、以は当社及び当社グループ会社の主要な取引先である者(※2)若しくはその意識性
- 2. 当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者 (※1) 若しくはその業務執行者、メはヨセ及いヨセフルーフ云虹の工業でもなりたしからい。 の業務執行者
 3. 当社及び当社グループ会社から役員報酬以外に多額(※3) の全銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が 法人、組合令の団体である場合は、当該団体に門属する者を上門属する者を 4. 当社の大株主(上位10位以内の大株主)の業務執行者
 5. 当社及び当社グループの主要な储入先(権/先上位/2行)の業務執行者
 6. 前五項のいずれかに掲げる者(重要でない者を除く)の近親者
 ※1 「当社及び当社グループ会社を主要な取引先とする者」とは、当社及び当社グループ会社から、その者の直近事業年度における連結赤上高の2%以上の支払いを受けている者をいう。

- ※ | | 当社及び当社プレープ会社の主要な取引先である者」とは、当社及び当社グループ会社に対して、当社の直近事業年度における連結売上高の2%以上の支払いを 「アンマンをという。 ※3 「多額」とは、個人の場合は年間1千万円以上、団体の場合は当該団体の直近事業年度における連結売上高の2%以上をいう。
- ※1 社外役員のうち、独立役員の實格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
 ※2 役員の属性についてのチェック項目
 ※2 役員の属性についてのチェック項目
 ※3 上場会社又はその子会社の業務執行者
 ※5 上場会社の親会かの憲主後、社外監査の役割
 ※6 上場会社の現金がの監査役(社外監査の役割
 ※6 上場会社の現金をはの業務執行者
 ※7 上場会社の見かませの業務執行者
 ※8 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※8 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※8 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先とする者又はその業務執行者
 ※9 上場会社の主要な取引先に対している場合はは、当該法人の業務執行者(木人のみ)
 ※1 上場会社の主要は主(出該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者(木人のみ)
 ※1 上場会社の需要は一般では、1 まないで表別とないものの業務執行者(木人のみ)
 ※1 上場会社が寄付そ行っている方の業務執行者(木人のみ)
 ※1 上場会社が寄付そ行っている方の業務執行者(木人のみ)
 ※1 上場会社が寄付そ行っている方の業務執行者(木人のみ)
 ※1 上のマーの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文書を省略している場合は「△」を表示してください。
 ※2 本人の必須目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 ※2 本人のいずれかに表出している場合は、その旨(概要)を記載してください。
 ※2 本人のいずれかに表出している場合は「△」を表示してください。